

学校法人北上学園・北上市

SDGs 実現に向けた人材育成推進に関する連携協定書

令和 2 年 8 月 25 日

SDGs 実現に向けた人材育成推進に関する連携協定書

北上市（以下「市」という。）と学校法人北上学園（以下「北上学園」という。）は、平成27年9月に国際連合が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」実現に向けた人材育成を推進するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、北上学園及び市が互いに連携・協力して事業を推進することにより、持続可能な地域・世界の創造を担うことのできる人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 北上学園及び市は、前条の目的を達成するため、次のとおり連携・協力する。

- (1) 北上学園及び市は、それぞれの事業の中でSDGsの実現に向けた人材育成事業を推進するものとする。
- (2) 北上学園は、市が取り組む人材育成事業に対して、地域資源マッチング、関係組織・団体とのネットワーク構築支援等、より効果を高めるために必要な支援を行うものとする。
- (3) 市は、北上学園が取り組む人材育成事業に対して、講師派遣、プログラム提供、施設など教育資源の提供、広報支援等、より効果を高めるために必要な支援を行うものとする。
- (4) 北上学園及び市は、その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項に取り組むものとする。

2 北上学園及び市は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、定期的な対話の場を設けるとともに、必要に応じて随時、協議を行うものとする。

（経費負担）

第3条 前条に定める連携・協力の実施については、北上学園及び市のそれぞれの予算措置の範囲内で行うものとする。

（守秘義務）

第4条 北上学園及び市は、本協定に基づく連携により知り得た秘密について、これを第1条に定める目的のためのみに使用するものとし、当該情報を提示した当事者の事前の許可なしに第三者に提供又は開示してはならない。

なお、本協定にかかる守秘義務については、本協定が終了した場合においても

存続するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない条項及び本協定に定める各条項の解釈について疑義が生じた場合には、北上学園市相互に誠意をもって協議のうえ、解釈するものとする。

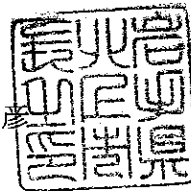
本協定成立の証として、本協定書を2通作成し、北上学園及び市が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和2年8月25日

市 北上市芳町1番1号

北上市

北上市長 高 橋 敏 彦



北上学園 北上市新穀町二丁目4番64号

学校法人 北上学園

理事長 宮 岡 孝 之

